

平成 29 年 1 月 6 日

提 言

日本神経学会
日本神経治療学会
日本認知症学会
日本老年医学会
(五十音順)

超高齢社会と急速なモータリゼーションが進むわが国においては、人口減少に伴い公共交通機関網が縮小する地域も多く、高齢者の自動車運転をどのように支援し、運転中止者の生活の質をどのように維持するかは、喫緊の課題であると考えます。その中でも、認知症の人の運転問題は、多数の歩行者を巻き込んだ死亡事故や高速道路の逆走事故の急増、運転中止後の生活範囲の狭小化や活動性の低下といった課題に直面しています。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）でも謳われているように「認知症高齢者等にやさしい地域」は、「決して認知症の人だけにやさしい地域」ではないはずで、すべての生活弱者、すべての国民にやさしい地域づくりを目指す必要があると思われまます。私たちは、平成 29 年 3 月の改正道路交通法施行に向けて、高齢者、特に認知症の人の尊厳を守り、運転中止後の本人ならびにその家族の生活の質を保証することが重要であると考えます。つきましては、早急に、次のような対策を検討くださいますようお願い申し上げます。

・運転中止後の生活の質の保証と運転免許証の自主返納促進

運転中止後に認知症の人やその家族が社会から孤立しないための、公共交通システムの再整備や自動運転等の代替交通支援システムの開発、それらの利用者負担の軽減なくして、法の実効性は上がらないと思われまます。生活の質を保証した上で、社会の安全が重要であることを丁寧に説明し、可能な限り強制的な手段ではなく、運転免許証の自主返納を促進する必要があります。省庁横断的な対策の構築には、私たちも全面的に協力したいと考えまます。

・運転能力の適正な判断基準の構築

認知症の進行に伴い運転リスク、事故が増加することは自明であり、科学的エビデンスも蓄積されています。一方で、ごく初期の認知症の人、認知症の前駆状態が高率に含まれている軽度認知障害の人、一般高齢者の間で、運転行動の違いは必ずしも明らかではありません。特に初期の認知症の人の運転免許証取り消しに当たっては、運転不適合者かどうかの判断は、医学的な「認知症の診断」に基づくのではなく、実際の運転技能を実車テスト等により運転の専門家が判断する必要があります。今後、軽度認知障害の人、初期の認知症の人の運転能力については、さらなる研究を進めて行く必要があると思われまます。